

～週休2日試行工事～

週休2日試行工事の発注手続きが変わります

- 原則として、市が発注する全ての工事を対象とします。
- 経費等の計上について、後積み方式から先積み方式とします。

	変更前 (令和5年12月まで)	変更後 (令和6年1月から)
発注方式	受注者希望型※1	
対象工事	原則として 土木一式工事 5千万円以上 建築一式工事 7千万円以上	原則として 市が発注する全ての工事 ※2
経費等の計上	後積み方式※3	先積み方式 ※4
変更時の対応	4週6休以上の実施の場合、最終変更時に達成状況に応じた 変更増	4週8休未満の実施の場合、最終変更時に達成状況に応じた 変更減
成績の加点	達成状況に応じた工事成績の加点を行う	

※1 実施について、受注者が選択する方式。

※2 工期や作業工程に制約がある工事、災害等緊急を要する工事、施工箇所が点在する工事、その他発注者が指定する工事を除く。

※3 最終変更時に、達成状況に応じた経費等の補正額を計上。

※4 当初設計時に、4週8休を見込んだ経費等の補正額を計上。